

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件

〔昭和四十年四月三十日 大蔵省告示第百五十四号〕  
〔最終改正 令和八年三月三十一日 財務省告示第九十三号〕

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十一条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、昭和四十年四月一日以後に支出された寄附金から適用する。なお、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金を指定する告示（昭和二十五年七月大蔵省告示第五百十号。以下「旧告示」という。）及び寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金を指定する告示（昭和三十九年三月大蔵省告示第八十四号）は、廃止する。ただし、旧告示第三号又は第四号の規定により承認を受けた寄付金で当該寄付金につき大蔵大臣の定められた期間が昭和四十年四月一日以後に終了するものについては、当該期間をこの告示第二号又は第三号の規定により大蔵大臣の定める期間としてこれらの規定により承認を受けた寄付金とみなす。

一 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人若しくは同条第三項に規定する大学共同利用機関法人に対して支出された寄附金で同法第二十二条第一項第一号から第五号まで若しくは同法第二十九条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に充てられるもの全額、独立行政法人国立高等専門学校機構に対して支出された寄附金で独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第十二条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に充てられるもの全額又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人に対して支出された寄附金で同法第二十一条第二号に掲げる業務（同号に規定する設置及び管理に限る。）に充てられるもの全額

一の二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を含む。以下「学校」という。）又は学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）で、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（同法第五十二条第五項の規定により設立された法人を含む。以下「学校法人」という。）が設置するものの校舎その他附属設備（専修学校にあつては、次に掲げる高等課程、専門課程又は専攻科の課程の教育の用に供されるものに限る。）の受けた災害による被害の復旧のために当該学校法人に対して支出された寄附金の全額

イ 学校教育法第二百五条第一項に規定する高等課程（その修業期間（普通科、別科その他これらに類する区別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間。以下同じ。）を通ずる授業時間数が二千時間以上であるものに限る。以下「高等課程」という。）

ロ 学校教育法第二百五条第一項に規定する専門課程又は同法第二百五条の二第一項に規定する専攻科の課程（それぞれこれらの修業期間を通ずる単位数が六十二単位以上であるものに限る。以下「専門課程等」という。）

二 学校（学校のうち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の行う教育に相当する内容の教育を行う学校教育法第三十四条第一項に規定する各種学校でその運営が法令等に従つて行われ、かつ、その教育を行うことについて相当の理由があるものと所轄庁（私立学校法第四条に規定する所轄庁をいう。）が文部科学大臣と協議して認めるもののうち、その設置後相当の年数を経過しているもの又は学校を設置している学校法人の設置するものを含む。）又は専修学校で学校法人が設置するものの敷地、校舎その他附属設備（専修学校にあつては、高等課程又は専門課程等の教育の用に供されるものに限る。）に充てるために当該学校法人に対してされる寄附金（前号に該当する寄附金を除く。）であつて、当該学校法人が当該寄附金の募集につき財務大臣の承認を受けた日から一年を超えない範囲内で財務大臣が定めた期間内に支出されたものの全額

二の二 日本私立学校振興・共済事業団に対して支出された寄附金で、学校法人が設置する学校

又は専修学校の教育に必要な費用又は基金（専修学校にあつては、高等課程又は専門課程等の教育の用に供されるものに限る。）に充てられるものの全額

二の三 独立行政法人日本学生支援機構に対して支出された寄附金で、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に充てられるものの全額

三 特別の法律により設立された法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人で国民経済上重要と認められる科学技術に関する試験研究を主たる目的とするもの（以下「研究法人」という。

）の当該試験研究の用に直接供する固定資産の取得のために当該研究法人に対してされる寄附金であつて、当該研究法人が当該寄附金の募集につき財務大臣の承認を受けた日から一年を超えない範囲内で財務大臣が定めた期間内に支出されたものの全額（当該試験研究の成果又は当該試験研究に係る施設を特に利用すると認められる者がするものを除く。）

四 各都道府県共同募金会に対して社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百十二条の規定により厚生労働大臣が定める期間内に支出された寄附金で、当該各都道府県共同募金会が当該寄附金の募集につき財務大臣の承認を受けたものの全額

四の二 社会福祉事業若しくは更生保護事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用、これらの事業に係る経常的経費又は社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金に充てるために中央共同募金会又は各都道府県共同募金会に対して支出された寄附金（前号に該当するものを除く。）の全額

五 日本赤十字社に対して毎年四月一日から九月三十日までの間に支出された寄附金で、日本赤十字社が当該寄附金の募集につき財務大臣の承認を受けたものの全額